

三次市教育委員会告示第 号

三次市立中学校部活動外部指導員配置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成24年 月 日

三次市教育委員会
委員長 沖 田 稔

三次市立中学校部活動外部指導員配置要綱の一部を改正する告示

三次市立中学校部活動外部指導員配置要綱（平成19年三次市教育委員会告示第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「共通の興味関心を追究する生徒の自主的な文化的、体育的活動であり」を「共通の興味関心に基づいた生徒の自主的、自発的な参加により行われるスポーツ、文化、科学等に関する活動であり」に改める。

第2条中「技術に関する」を削る。

第4条第1項第2号中「生徒」の次に「及び保護者」を加える。

第5条中「人物」を「者」に改める。

第5条に次の1項を加える。

2 校長は、前項の規定により指導員を委嘱した場合は、速やかに教育委員会に報告するものとする。

第7条第1項中「あたって」を「当たって」に、「命令」を「指示」に改める。

第8条の見出しを「（報償費）」に改め、同条第1項中「謝礼」を「報償費」

に改め、同条第2項を次のように改める。

2 報償費の単価は、1回(日)2,000円とする。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。